

2020/4/13（第1版）

2020/6/1（改正）

2020/9/4（改正）

2020/10/1（改正）

2021/8/19（改正）

2021/10/1（改正）

2021/11/1（改正）

2022/5/16（改正）

## 建設産業会館における新型コロナウイルス感染症への対応について

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症のクラスター感染発生リスクを回避するため、原則として下記の対応をとることとする。

なお、2022年3月21日をもってまん延防止等重点措置が終了した後も本県内における新規感染者数が高止まりの傾向にあり、「警戒レベル2」の状況が続いている一方で、国及び県はオミクロン株の流行状況に応じた対応として、濃厚接触者等の待機期間の短縮を通知しており、これらの状況を総合した。

今後の状況によって再び対応が強化されることもあることを承知されて引き続き慎重な取り扱いを求めます。

### 記

#### 1. 会館内就業者に感染者が発生した場合

- ① 感染者の発生が判明した場合は、当該事業所は直ちに閉鎖し、保健所に連絡を取り、感染者の療養等の取扱いや保健所による積極的疫学調査について指示を受ける。
- ② 感染者が発生した事業所は、感染者および濃厚接触者が退出し、当該事業所内及び感染者の行動範囲の共用部分の消毒※が完了するまで閉鎖する。
- ③ 感染者が発生した事業所に隣接する他事業所は、感染者が発生した事業所内及び感染者の行動範囲の共用部分の消毒が完了するまで一時利用停止とする。
- ④ 事業所間を越えて同時に2名以上の感染者が発生した場合は原則として全館

一時閉鎖とし、全館の消毒※が完了するまで利用停止する。

※ 消毒は環境整備㈱に委託することとし、費用については応分の負担を求め  
る。また、感染が判明したら早期の対応が求められるため、所属職員自らが  
手袋を着用し消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム0.05%液で清拭す  
ることも有効である。（次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液の噴霧は避ける）

⑤感染者の職場復帰は保健所または主治医の指示に従う。

## 2. 会館内就業者に感染者との濃厚接触者が発生した場合

① 「濃厚接触者」とは、感染者の感染可能期間（感染者の症状発現日の前2日  
から症状発現日）に接触した者のうち次の範囲に該当する者とする。

(ア) 感染者と同居の者。

(イ) 感染者と長時間の接触（車内、航空機内等の近座席を含む）があった者。

(ウ) 適切な感染防護無しに感染者を看護若しくは介護していた者

(エ) 感染者と1メートル以内で15分以上マスクなしで接触した者。

② 濃厚接触者が発生した事業所は、直ちに濃厚接触者の行動範囲の消毒※を行  
い、消毒が完了するまで一時使用停止とする。

③ 濃厚接触者は在宅勤務とし、職場復帰の目安は、原則として感染者との接触  
のあった日から8日目とするが、社会機能維持のために必要な事業に従事す  
る者については、検査等で陰性確認できた場合にはその期間を短縮すること  
ができる。

## 3. 会館内就業者に発熱等の症状がある場合

① 37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさ、咳、喉の痛み、味覚異常などの  
症状が発現した場合は出勤を控え、かかりつけ医等身近な医療機関に病状を  
伝えて相談し、かかりつけ医等身近な医療機関に連絡できない場合は「受  
診、ワクチン相談センター（0570-052-092）」に連絡し、その指示に従い診  
療・検査医療機関で受診し診断を得ること。

②①により新型コロナウイルス感染を告げられた場合は、医療機関、保健所の

指示に従い入院または療養するとともに、遅滞なく勤務事業所に連絡する。

- ③医療機関の診断や検査で新型コロナウイルス感染症について陰性であるとの診断結果を得た場合でも、症状が消失するまでは出勤を控えることとする。

#### 4 会館内における研修など集会の取扱い

- ① 開催をする場合にあっては、感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施し、大声での歓声・声援等が無いことを前提に各室の収容人員の定めを厳守の上、行うこと。
- ② 講習会、会議の取扱いについて「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考にすること。

#### 5 会館利用者に発熱等の症状がある場合

- ① 入館入室時、検温で37.5℃以上の発熱、激しい咳などの症状を認めた場合は当該会館利用者の入館入室を拒み、出入口等の共用部分の消毒を速やかに行う。
- ② 入館後症状が発現した者があった場合には、直ちに退出を求め、当該者に医療機関の受診とその結果の報告を求め、当該箇所を一時使用停止し速やかに当該者の占有場所とその周囲の消毒を行い、場合によっては同室した者に情報提供できる体制を構築しておくこと。

#### 6 職場内及び職員の対応

- ① 職員は毎日検温するなど健康確認を行うこと
- ② 会館出入時など、こまめに手洗い、アルコール消毒等に努めること。
- ③ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ④ 密閉空間・密集場所・密接場所など感染リスクの高いとされる場所へ行かないこと。